

チャイルドシート（ジュニアシート） 購入費補助のお知らせ

チャイルドシートの着用を促進し、乳幼児の安全確保と子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、購入費の一部を補助します。

●対象者●

町内に住所のある6歳未満の乳幼児と同一世帯の方で、国の安全基準に適合するチャイルドシート・ジュニアシートを購入した方

※中古品や個人売買で購入したもの、他の補助制度を受けたものは対象外です。

●補助金額●

購入金額(税込)の1/2(補助限度額:10,000円)

※補助は乳幼児1人につき1台までです。

※各種クーポンやポイントを利用したの購入、割引分は対象になりません。

●申請に必要なもの●

- ①領収書(購入日、購入金額及び購入店名が確認できるもの)
- ②品質保証書(製造元・型番が確認できるもの)
- ③通帳など振込口座がわかるもの
- ④印かん

●申請窓口●

福祉課 または 分庁総合窓口課

●申請期限●

購入後6か月以内



お問い合わせ先

福祉課 福祉支援室 0859-68-5534